

入札監理小委員会 第 7 2 1 回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第 7 2 1 回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和 6 年 6 月 2 1 日（金） 15：23～16：15

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 開会

2. 実施要項（案）の審議

○供託システムの運用・保守業務（法務省）

3. 実施要項及び契約変更の報告

○ J I C A 情報通信網更改業務（独立行政法人国際協力機構）

4. 実施要項変更の報告

○空港消防等業務（国土交通省）

5. 閉会

<出席者>

関野主査、小尾副主査、大山専門委員

（法務省）

民事局商事課	田中課長
	西澤補佐官
	藤丸係長
	菅原係長

（独立行政法人国際協力機構）

情報システム部	篠原次長
システム第一課	市川課長

（国土交通省）

航空局	航空ネットワーク部	空港技術課	工藤空港保安防災企画室長
			中嶋専門官
			大畑空港防災対策係長

（事務局）

後藤事務局長、大上参事官、平井企画官

○事務局 それでは、ただいまから第721回入札監理小委員会を開催いたします。

初めに、「供託システムの運用・保守業務」実施要項（案）について、法務省民事局商事課、田中課長から御説明をお願いしたいと思います。

○田中課長 法務省民事局商事課長の田中でございます。私のほうから、「供託システムの運用・保守業務」民間競争入札実施要項（案）の概要について説明させていただきます。

本業務については、競争性の確保について改善の余地があるため、このたび市場化テストの対象事業とさせていただいたところでございます。当省といたしましては、今回の機会を捉えて業務の改善を図りたいと考えておりまして、事前に民間事業者へのヒアリングを実施するなどして仕様の見直しを行っておりますが、本日、委員の先生方から御意見を頂戴し、さらに改善をしてみたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、初めに供託制度の概要について御説明を申し上げます。資料A-2の要項案3ページ目、第2の1、(1)、ア、供託制度の概要を御覧ください。供託は金銭、有価証券などを国家機関である供託所に提出して、その財産の管理を委ね、それらの財産につき供託所を通じてある者に取得させることにより、債務の弁済、裁判上の保証等の法律上の目的を達成する制度でございます。この達成しようとする法律上の目的に応じて、弁済供託、担保・保証供託、執行供託などに分類されまして、これらの供託に関する根拠条文は実に多数に及んでいるところでございます。近年でも条文の数が増加したり、最近では、今月10日に施行されました改正入管法において新たに供託の規定が設けられるなど、その活用領域が広がっている状況でございます。

次に、供託システムの概要について説明いたします。同じページの第2の1、(1)、イの供託システムの概要及び構成を御覧いただければと思います。供託システムは供託制度の適正かつ円滑な運用を行うことを目的として導入したものでして、現在、全国に311か所ある各供託所に配備しています。これまでのシステム更改の経緯につきましては、平成14年度から第1期のシステムが稼動を開始しまして、その後、計3回にわたるシステム更改を経まして、現在、第4期のシステムが稼動しています。なお、来年1月からは第5期システムの稼動を開始する予定であり、現在、その更改に向けて必要な準備を進めているところでございます。

次に、供託システムの機能や構成について説明いたします。供託システムの概要については、次の4ページ目の図、あとは資料A-3に掲載しておりますので、御覧いただければ

ばと思います。供託システムの機能を簡潔に申し上げますと、供託申請を受理した際や、既に供託されている供託金の払渡請求を認可した際のそれぞれの事務処理工程を登録し、管理するものでございます。

また、資料A－3になりますけれども、供託システムと連携している主な外部システムにつきましては、オンラインによる供託申請や供託金の払渡請求に対応するための登記・供託オンライン申請システムと、ADAMS IIと呼ばれている官庁会計事務データ通信システムがでございます。供託システムについては、今申し上げた機能や連携するシステム等で構成されていますが、システムで処理している主な内容としては、データの登録、帳票の印刷など、他の一般的なシステムで処理している内容とほとんど変わらないものでございまして、決して複雑なシステムではないと認識しているところでございます。

次に、市場化テストの実施に際して行った取組について説明いたします。今回行った取組は事業者へのヒアリング等を踏まえ、情報の開示、引継期間の確保、事業内容の明確化などの観点から改善を図ったものでございます。

資料A－4の契約状況等の推移の表を御覧いただければと思います。初めに、入札スケジュールについて説明いたします。この表の真ん中下の辺りの項目が赤く色づけられた一番上のところになります。これまでの仕様においては、引継ぎに関する規定は設けていたものの、引継期間については事実上確保することができておりませんでしたので、今回の見直しにより、受託事業者の決定から業務開始までの引継期間を1か月確保することといたしました。なお、この1か月という期間については、事業者へのヒアリングにおいて、業務内容の引継ぎにより発生するコストを考慮すると妥当な期間であるというような御意見をいただいております。

次に、入札参加資格の拡充についてでございます。表の次の2番目に記載されているところでございますが、これまでの入札においては入札参加グループによる入札への参加を認めておりませんでしたけれども、広く入札に参加いただくために、資料、要項案の61ページ目、(4)のマーカー部分になりますけれども、入札参加グループによる入札への参加を認めることとしております。

説明の順番が前後しますが、次に、表の下から2番目、民間参入促進について説明いたします。こちらについては入札説明会に参加しやすくするため、これまで対面形式により開催していたものをウェブ形式により開催することといたしました。

次に、推移の表の右側で「別紙のとおり」と記載しているところの取組事項でござい

すけれども、契約状況等の推移の表に添付しています別紙を御覧いただければと思います。

まず、情報開示についてです。1点目は閲覧資料の追加及び閲覧回数、閲覧人数の緩和についてになります。要項案ですと、66ページ目の閲覧対象資料のところになりますけれども、事業者へのヒアリングを踏まえまして、表でマーカーしております運用業務報告書（令和5年度分）を追加しております。本業務において行う各作業の内容を把握できるような見直しをしているところでございます。

次に、要項案の96ページ目でございます。設計書等の閲覧申請書のマーカー部分を御覧いただければと思います。閲覧資料については全部で5,000ページ以上にわたる見込みであり、これまで2回以上の資料の閲覧について明記していなかったのですけれども、今回の見直しにより、追加の閲覧の手順を明記することとしております。また、閲覧人数についても最大4人までとしていたところ、8人まで認めることとしております。

2点目でございます。別紙のほうにお戻りいただきまして、次期システムにおいて取り扱う業務や機能の概要を明記したことでございます。要項案ですと、37ページ目のマーカー部分である表1と表2になりますけれども、本業務において取り扱う業務や機能の概要を事業者が一見して把握できるようにするため、こちらの表を追加しているところでございます。

また、別紙のほうに戻っていただきまして3点目、サービスデスクの問合せ実績を明記したことでございます。要項案ですと41ページ目、(2) サービスデスクのAでマーカーしております、なお書きの部分になります。今回の見直しにより、職員からの問合せなどがどの程度寄せられるかを事業者が把握できるようにするため、過去4年間における月当たりの平均問合せ件数、240件を明記したところでございます。また、今回、閲覧資料として先ほど説明いたしました運用業務報告書を追加しているところでございますが、こちらにはサービスデスクへの問合せ件数の種別ごとの内訳や問合せ内容等が記載されているところでございます。

続きまして、別紙4点目のアプリ改修時において利用可能な当省資産を明記したことについてです。要項案ですと56ページ目、(2) 作業環境でマーカーしているなお書きの部分でございますけれども、これまで仕様書ではアプリ改修時のテスト環境として利用可能な当省資産の機器を明記していませんでしたが、これを明記することといたしました。

次に、別紙の取組類型の2つ目、引継期間の確保についてになります。こちらにつきましては既に説明させていただいたとおり、1か月の引継期間を確保する予定としておりま

す。

続きまして、別紙の取組類型3点目、業務内容の明確化についてでございます。インシデントやキャパシティの分析・評価等を実施する頻度を明記したことです。この取組の上2つになります。要項案につきましては、41ページ目の(3)インシデント管理、ウ、ページが変わりまして、43ページ目の(9)キャパシティ管理、アとイ、さらには(10)報告、アのマーカ部分になります。これまでの仕様書では各分析・評価等を実施する頻度について明記していませんでしたが、今回の見直しにより、実施する頻度を明記したところでございます。

2点目は、業務稼働監視やシステム稼働監視を実施するタイミングを明記したことでございます。要項案ですと、43ページ目の4、(1)のア、ページが変わりまして、45ページ目の5、(1)、アのマーカ部分になります。業務稼働監視やシステム稼働監視を実施するタイミングについても、これまで仕様書には明記していなかったところですが、今回の見直しにより、これを明記することといたしました。

続きまして3点目、業務トラブルが発生した場合において事業者間の連携に支障が生じた際に、法務省に介入・調整を求めることができることを明記したものでございます。要項案ですと、41ページ目の(2)サービスデスク、アのマーカ部分でございます。こちらにつきましては、今回の見直しにより、事業者間での連携がうまくいかない場合には、法務省に介入・調整を求めることができることを明記したものでございます。こちらは事業者ヒアリングにおきましても、このような条項があったほうがよいとの意見をいただいているところでございます。

次に、別紙の取組類型の4点目、各種要件の緩和についての説明になります。まず1点目、作業員に求める資格の緩和についてです。要項案ですと55ページ目の2、(3)のイのところになります。これまで運用保守管理者又は運用支援担当者には、オープンソースデータベース技術者資格認定を受けた者を要件としておりましたが、事業者へのヒアリングにおいて、資格認定を受けた者でなくても同等の能力を有する者であれば、業務上、支障がないのではないかという御意見をいただいたことを踏まえて、同等の能力を有する者であれば可とすることといたしました。

2点目は、運用要員の法務省本省内の常駐要件の緩和でございます。要項案ですと、56ページ目の3、(1)作業場所と作業体制のなお書きの部分でございます。これまで運用要員は法務本省内に常駐することを要件としていましたが、事業者へのヒアリングにおい

て、遠隔操作で対応できるのであれば業務上支障はなく、また、運用要員配置の緩和にも資するとの御意見をいただきましたので、こちらを踏まえまして、受託事業者が遠隔操作拠点を構築できる場合には、法務本省内に常駐することを要しないとしております。

3点目でございます。プライバシーマーク認定の要件を削除したことです。要項案ですと60ページ目の第10の1、(2)と、次の61ページ目の取消し線を付した(3)のところになります。これまでは情報資産や個人情報の保護の要件に関して、ISMS認証に加えてプライバシーマークの認定も要件としていましたが、事業者へのヒアリングにおいて、両者の認証対象が異なるものの、ISMS認証だけでも要件として足りるとの御意見をいただきましたので、プライバシーマークの認定要件を削除しているところでございます。

4点目は、入札参加グループによる入札への参加についてです。こちらについては、先ほど御説明したとおりになります。

最後に、別紙のその他取組事項のところでございます。1点目は、総合評価基準表における加点対象項目の追加になります。要項案ですと、75ページ目から76ページ目にかけて3か所のマーカーをしているところになります。これまで加点項目としていなかった項番18、30、33につきまして、今回の見直しにより加点対象に追加して評価ポイントの詳細化を図りました。

2点目は、新規参入を促進するための現行事業者以外の事業者への声かけについてになります。新規参入を促進するための取組として、今後、意見招請前に、現行事業者以外の複数の業者への声かけを行う予定としております。

私からの説明は以上でございます。

○事務局 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました本実施要項案につきまして、御質問、御意見がある委員の方、御発言をお願いいたします。

○大山専門委員 御説明ありがとうございました。ハードウェアやOS関係の資料が実際には閲覧できるようにはなっているようですが、確認で恐縮ですけれども、特段変わったものは使っていないというのが一般の入札をしようとする人たちの反応だと思います。その点は確認ができていると思ってよろしいでしょうか。

○田中課長 御質問ありがとうございます。この件は、西澤から回答させていただきます。

○西澤補佐官 法務省の西澤と申します。私から回答させていただきます。

御指摘のとおり、確認しております。以上です。

○大山専門委員 分かりました。ありがとうございます。

もう一つなのですが、引継ぎのところで、これは現行業者が非常に有利な条件になっているのではないかという気がするのです。といいますのは、まず今の状態だと、新たな事業者が入った場合には、その費用で対応しなければいけない。何かトラブルがあった場合には、法務省が間に入ってくれるとしても、かかる費用は新たな事業者の負担になる。ということは、現行の事業者だと、そこについて承認を得られる場合にも、そういうのは全部自分たちでやりますから影響がないので、有利になるのではないかと思います。さらに、その次への引継ぎのときも、今度は次に受けるところがまた同じように経費を持つことになっていますので、その点については、今の契約上致し方ない面があるかもしれませんけれども、できれば引継ぎについてかかる費用はそれぞれが持てるように、法務省として何らかの工夫をすることはできないのでしょうか。それによって競争性は大幅変わるのではないかというふうに、今までの例を見ても、また今まで確かにそうやって効果が出た例もありますので、その点についてはどのようにお考えか、できれば御検討いただけないでしょうか。

○田中課長 御質問ありがとうございます。私からお答えいたします。

引継ぎの件につきましては、書きぶりのほうが分かりにくいようになっているかと思いますが、先生がおっしゃるようなイメージ、基本的には以前の業者に係る費用は以前の業者が、また今回、新たに受託した事業者に係る費用についてはその事業者がということで、それぞれが分担するようなことで考えておまして、記載ぶりが分かりにくいというような御指摘なのかと思っております。飽くまでも今回の引継ぎに係る費用としては、今回、新たに受託した事業者に係る費用についてのみ、その事業者が負担するというような形で、記載ぶりは検討させていただければと考えております。

○大山専門委員 ありがとうございます。そうであれば結構ですので、書換えの仕方を含めて御検討をお願いいたします。

○小尾副主査 御説明ありがとうございます。今、大山委員からも説明がありましたが、12/97の御説明の中にもあったのですが、業務アプリケーション維持について、改修が業務として入ることが少し気になっています。事前では、開発した事業者ではない別業者も対応ができるようなことも聞いているというお話だったのですが、現在の書き方だと、何を求められるか。業務アプリケーションの維持に伴って何か改修が入ると、

その改修がどういうものであるかということが具体的にあまり見えてこないのも、このままだと、ここの部分を気にして入札してこないという事業者が出てくるのではないかと危惧しています。

ここは大したものではないのであれば、例えば開発した事業者がこの部分だけ随契としたほうが、今回の案件について競争性が上がるようにも思うのですが、その点御検討というのは難しい感じなのでしょうか。

○田中課長 この点につきましては、西澤から回答させていただきます。

○西澤補佐官 法務省の西澤と申します。御指摘ありがとうございます。

まず、どのような内容を行うのかという部分につきましては、御指摘のとおり、確かに未来の部分については予測することはできないのですが、先ほど課長の田中からも御説明を差し上げたとおり、私も新たに令和5年度の運用業務報告書を閲覧対象として含めさせていただこうと考えてございます。その中身につきましては今回の資料にはおつけしておりませんが、令和5年度において、具体的にアプリ保守作業としてどのようなものを実施したのかということを閲覧の中で御確認いただけたと考えております。そのようなやり方で、他事業者のヒアリングにおいても、「分かりました」というような返事をいただいているところでございます。

随意契約につきましては、これまで過去に競争性を持たせた最低価格での入札をかけてきておりますので、仮に別調達とする場合は、最低価格落札方式でやっていくのかなというふうには考えてございます。

○小尾副主査 ありがとうございます。確かにこのような感じで以前やりましたというようなことをお示ししたとしても、そこの部分に引っかかってくる事業者はいると思いますので、今後、これはRFI等を行うのでしょうか。

○田中課長 御質問ありがとうございます。実施する予定でございます。

○小尾副主査 ですので、そういうところに出てきた意見等も考慮して、この部分をどうするのかというのは再度検討いただいたほうが良いのではないかと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

○大山専門委員 今の件で、多分、大丈夫だと思うのですが、当然、著作権の話を含めたところは整理なさっているのだと思うのですが、著作権を法務省が持っていても、第三者が改変できるかどうかというのは別のときがほかの例ではあるのです。この件は大丈夫なんだろうかなというのを確認させてください。

○田中課長 御質問ありがとうございます。こちらの点についても西澤から回答させていただきます。

○西澤補佐官 法務省の西澤でございます。御質問ありがとうございます。

御指摘の部分につきましては、現行事業者にも確認を取っておりまして、そこは著作権の部分を含めて問題ないというふうに回答を得ております。

○大山専門委員 ありがとうございます。

○事務局 ほかにいかがでしょうか。関野主査、お願いします。

○関野主査 御説明ありがとうございました。最初に大山先生が言われた引継ぎの話は、49ページの話をしているのかと思うのですが、これを前任者からの引継ぎは新しい受託者、後任者への引継ぎも現受託者負担と書いてありますので、両方とも次に受託する人が行うのだと読めますけれども、これを変えるのならば変えていただいたほうが、もし両方とも次の受託者が負担するのではないというのであれば、それは記載を変えるのだろうと思いました。

それから、資格の話で、16ページには実績として国内300拠点を構築なり、テストしたことがある方と書いてありますけれども、各都道府県に必要なんだろうとは思いますが、本当にそれだけの実績を持った方が必要なのかという疑問点があつて、例えば日本の半分ぐらいでもいいのではないのかということはないのかと思いました。

あと55ページには、プロジェクト管理責任者は経験年数として10年以上と書いてございますけれども、業者間でヒアリングをされたということですが、これが厳し過ぎるとかいう意見はなかったのでしょうか。

以上、質問は2つですが、よろしくお願いします。

○田中課長 御質問ありがとうございます。まず最初にありました引継ぎに関するところについては、引継ぎに関して必要となる今回の受託者に関して発生した費用は受託者の負担にするというような形で、記載ぶりは改めさせていただきたいと思います。

それから、2点目で各都道府県といったところでございます。こちらは供託所というのが各都道府県にございまして、全国311か所にあります。それぞれのところで、トラブルがあつた場合の業務継続などをしっかり図っていくという必要もございまして、この要件については、全国というようなところで維持させていただければと考えてございます。

3点目の10年以上の経験年数のところにつきましては、こちらは民間事業者へのヒアリングにおきまして、厳しいというような御指摘は特段なかったところでございます。

○関野主査 ありがとうございます。ということは、かなり大きな会社が受託する予定だということだろうと思いますが、分かりました。

○事務局 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局から何か確認すべきことがあればお願いいたします。

○事務局 事務局でございます。ただいま大山委員、関野委員から御指摘いただきました引継ぎ要件につきまして、受託者の費用は受託者負担、前任者に係る費用は前任者負担という形で分かるような記載の修正をするという形でよろしいでしょうか。

○田中課長 御質問ありがとうございます。そのとおりでございます。

○事務局 それでは、関野主査、取りまとめをお願いいたします。

○関野主査 それでは、本日の審議を踏まえまして、法務省におきましては、引き続き書きぶり等を御検討いただきまして、事務局を通して、各委員に確認した後に手続を進めるようにお願いしたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

○田中課長 どうもありがとうございました。

(法務省 退室)

(国際協力機構 入室)

○事務局 続きまして、JICA情報通信網更改業務の実施要項及び契約変更の報告につきまして、独立行政法人国際協力機構情報システム部、篠原次長より御説明をお願いしたいと思います。

○篠原次長 ありがとうございます。私、独立行政法人国際協力機構、JICA情報システム部で次長をしております篠原と申します。

JICA情報通信網更改業務の変更契約に関して御説明を申し上げます。本日はこのテストの対象として選定された案件につきまして、ヒアリングの場を頂戴しまして、誠にありがとうございます。また、委員の先生皆様におかれましては、お忙しいところ、お時間頂戴いたしまして、誠にありがとうございます。御礼申し上げます。

委員の皆様には、本件契約を調達する前の段階、昨年3月に委員会で実施要項案を審議いただいた方もいらっしゃるかと存じますが、改めまして、簡単に機構と本件の内容について説明させていただきます。

御承知のとおり、当機構は、開発途上国に対する日本の政府開発援助、ODAを一元的に担う実施機関でありまして、国内に麹町、竹橋及び市ヶ谷の本部のほかに、全国15の

拠点、また海外に100弱の拠点がございます。これらの海外拠点はごく一部を除きまして、開発途上国にございます。

ITシステムの基盤環境を当部のほうで提供しておりますけれども、国内外の様々な環境や条件から、業務に従事する約6,600のユーザーに対しまして、情報セキュリティーを担保しながら一定レベルの情報基盤システムの提供を行うことを役割としております。この情報基盤システムのアクセスに不可欠なのが情報通信網、この更改事業をこれまで次のようなスケジュールでやってまいりました。昨年、令和5年3月3日に入札監理小委員会、及び令和5年6月26日に同委員会で御審議、承認をいただきました。令和5年10月30日に入札公告しまして、令和6年1月11日に入札をいたしております。

結果として、令和6年2月22日に委託先、KDDI株式会社と契約を締結いたしまして、現在、設計業務を実施しております。今回、入札公告の時点に定めた実施要項案から通信要件の追加・変更等が発生したため、変更契約を締結したいということで、改めて御審議をお願いするものでございます。

それでは、本件を担当いたしますシステム第一課課長の市川から、具体的な変更点、理由等を御説明申し上げます。

○市川課長 続きまして、システム第一課の市川でございます。

それでは、変更点とその理由に関しまして、お手元の資料2-1、2-2に沿って説明させていただきます。

資料2-1を御覧ください。概要、内容、期間、受託者というところに関しましては、冒頭、篠原から説明させていただいておりますので、割愛させていただきます。

2ポツの変更の経緯ということで、本年2月に契約を締結して以降、現在、設計・構築フェーズを実施しておりますが、次のような通信要件の変更等が発生しておりますので、当初仕様からの変更が必要となり、変更契約を締結したいと考えているところでございます。

今回、変更する箇所、順次説明させていただきます。まず1つ目が、機構外部に公開しているサーバーに対して、インターネットへの接続を提供するインターネットサービスの接続場所を機構データセンターから本部の市ヶ谷拠点へ変更するという内容になります。こちらは資料2-2の92ページ、99ページに変更前後の要件について記載がございします。

背景といたしましては、別契約下で利用している機構のデータセンターというものがご

ざいますが、これをコスト削減の観点から、通信網の契約期間中、5年間の間に廃止する予定となりました。これを受けて、その廃止時に発生することになる公開用インターネットの接続場所を移設するために必要となるコストを抑制するために、構築当初から本部、市ヶ谷のほうにこのインターネットへの接続口を設置しようというふうに変更を考えたものでございます。

続いて2つ目、接続対象拠点の加除に関する内容になります。昨年12月に機構の中にウクライナ事務所が新設されました。これに伴って、通信網の接続対象拠点にこのウクライナ事務所を加える必要が生じてございます。また、事務所機能を既に再開しているパレスチナ事務所、それから、クラウドデータセンター内に新たに構築を始めております図書館システムを機構内からアクセス可能とするために、通信網の接続対象拠点へ加える必要が生じているものでございます。さらには、情勢不安等により現地の事務所や支所が閉鎖中であり、今現在なお再開の予定、見込みが立っていない拠点という位置づけになっておりますスーダン、アフガニスタン、ベネズエラ、ハイチ、サンパウロ、この各事務所、支所、出張所に関して当初の接続拠点から除外するという変更を考えているものになります。

さらに3点目、現地の情勢等により安定的にインターネット接続を維持することが難しいと考えていた拠点に関して、最近の情勢安定化、並びにインターネット回線に変わる通信手段、より安価な連絡手段となり得る衛星電話の配置等が確立されたことから、ここに記載している4事務所に関しては、閉域回線もしくは衛星回線を配備しない、対象から除外するという変更をしたいというものになります。

それから最後、これまで御説明差し上げたような背景に基づく接続拠点の加除が今後、運用期間中にも発生することが予見されております。これを踏まえまして、契約期間中に当機構の組織改編や外的要因、または不可抗力による接続拠点の加除に伴う変更契約が発生する可能性がありますので、当該事由に起因した設備更新等の際における受託事業者への措置について、実施要項の資料2-2の77ページに記載のとおり、そういった変更においては、受注者と協議の上、契約を変更することができるという条項を実施要項の中に加えさせていただきたいという内容になってございます。

今後のスケジュールに関しては、本審議、それからこの後に予定されている本委員会の御審議にて御承認いただけた場合は、ここに記載があるとおり、変更契約を締結する予定で準備を進めたいと現時点では考えているものでございます。

以上で説明を終了させていただきます。ありがとうございました。

○事務局 ありがとうございます。ただいま御説明をいただきましたが、御質問等がございましたら、御発言をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、関野主査、取りまとめをお願いいたします。

○関野主査 それでは、特段の御質問、御意見がないようでございますので、異存なしということとしたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

○篠原次長 ありがとうございます。

○市川課長 ありがとうございます。失礼いたします。

(国際協力機構 退室)

(国土交通省 入室)

○事務局 続きまして、空港消防等業務の実施要項変更の報告について、国土交通省航空局航空ネットワーク部空港技術課、工藤空港保安防災企画室長より御説明をお願いしたいと思います。

○工藤空港保安防災企画室長 国土交通省航空局、工藤と申します。本日はよろしく願います。

早速ですが、「東京国際空港他1空港消防等業務」の実施要項の変更について説明してまいります。本契約は今回3期目を迎えまして、第304回の監理委員会にて議了され、本年7月からの契約開始に向け、入札公告を実施したところですが、申請がなかったため、関係事業者にアンケート調査を行いまして、その内容を踏まえつつ、条件緩和に向けて実施要項を見直して、新たに契約手続を進めていくものでございます。

それでは、資料3-1の説明となりますが、1ポツ、2ポツは割愛させていただきまして、3ポツのアンケート調査を踏まえた事項となります。アンケート調査を踏まえますと、主として2点、1つは要員確保の問題、それと2つ目がその要員に求める資格要件となり大きく分類されます。

それを受けまして、具体的には次の4ポツ、実施要項の主な変更内容に入っております。今回のアンケート調査を踏まえ、本契約において当局が緩和可能としたのは主に4点ありました。

1点目ですけれども、これまでブロック制と称して、東京国際空港及び新潟空港の複数空港を一つの契約としてまいりましたが、要員確保の関連でこれを分離することで、契約ごとの要員減少を行います。

2点目は資格要件のうち運転免許区分になりますが、牽引免許については、当該車両を運用する職員のみ有することとして配置可能とします。

3点目は要員確保の関連になりますが、東京国際空港において大型化学消防車を増車する予定でしたが、計画を見直し、増車する際は民間事業者と協議の上、実施することとしました。

最後の4点目ですけれども、こちらは資格要件になります。競争入札参加資格確認資料の提出時点で、2種類の有効な技能証明を有する人員をそれぞれ複数名以上確保していることとしていますが、さらに条件付で、当局が認めた場合に限り、同様資格を有するものとしてします。

以上を基本に実施要項を変更しております。

それでは、実施要項の変更部分について説明してまいりますので、資料別紙－1を御覧ください。今回、2つの空港の契約をそれぞれにいたしますことから、もともと羽田と新潟を一つにしていたものを分離したといったところで、まず初めに、東京国際空港でございます。向かって左側が変更前、右が変更後、変更箇所を赤で、主な点は黄色でハイライトしております、ハイライトを中心に説明してまいります。

まず1ページでございますが、黄色いハイライトの箇所が2か所ございますけれども、最初の部分は、先ほどの資料3－1の4ポツ、実施要項の主な変更内容の（2）の部分でございまして、常に大型自動車免許及び牽引免許を有するとしていましたが、牽引免許については、救急医療搬送車を運用する職員といたしました。

2点目は、先ほどの資料4ポツ、（3）の部分で、増車計画見直しにより、増車しない分の配置人員の減となっております。

2ページは飛ばしまして、3ページから4ページにかけてでございますけれども、こちらは先ほどの4ポツの（4）に関連してですが、受講条件を追記しまして、かつ、訓練予定を掲載したものとなっております。赤字が受講条件を新たに付記しております。黄色いハイライト部分は今後の研修予定を掲載しております。

4ページ、（6）の削除ですが、こちらは4ポツ、（1）に関連いたしまして、空港毎の契約となることから、空港間の派遣については存在しないので、削除ということになります。

続きまして、6ページに参ります。こちらは4ポツ、（3）に関連して、増車計画見直しにより車両減に係る数量変更で、増車に当たっては、協議の上、決定していくということ

としております。

7 ページに参りまして、こちらの3.1 2は4ポツ、(4)の資格要件の関連でございます。技能証明を有することについて、条件付で入札参加資格を認めるとするものでございます。従前の要件に加え、業務実施開始日である令和7年4月1日までに必要な人員を確保することを前提とした訓練計画書を作成していただき、その計画内容を当局が問題ないと判断した場合に限り、入札参加を認めることとしています。

下段部分は流動的な部分を踏まえまして、スケジュールに幅を持たせておりまして、改めて入札日程を変更しております。

変更箇所は次の8 ページで最後になりますが、黄色いハイライト部分は先ほど申した、⑤の業務実施開始日までの訓練計画書を追加したことによるものでございまして、また、8.1.1につきましては、その訓練が確実に実施されているかを確認するために、新たに⑩として訓練実施計画を追加しております。

以上が東京国際空港の実施要項の変更内容でございます。

なお、新潟空港におきましては、実施要項の変更の考え方は東京国際空港と同様となりますので、割愛させていただきます。

以上で航空局の説明とさせていただきます。ありがとうございました。

○事務局 ありがとうございました。ただいま御説明いただきましたが、質問等がございましたら御発言をお願いいたします。

○関野主査 御説明ありがとうございました。そもそも論で申し訳ないのですが、東京と新潟をワンブロックにしたということのメリットがあったはずだと思うのですが、東京と新潟を分けてしまって不便はないのでしょうか。

○工藤空港保安防災企画室長 この件につきましては、大畑から回答させていただきます。

○大畑空港防災対策係長 御質問ありがとうございます。国土交通省航空局、大畑といいます。

ただいま関野主査から御質問いただいた回答の内容については、確かにブロックを組むことによって、災害時のメリットというのは説明させていただいているところですが、今回、そもそも競争性が働かないというか、誰も入札申請者がいないところを深刻に受け止めまして、そのメリットよりもブロック制の解除を重点的に考えさせていただいて、そちらをまずは入札参加いただけるような内容にさせていただいた次第でございます。

○関野主査 分かりました。災害のときに人を確保、運用できるという話でした。ありがとうございました。

○小尾副主査 全体的に致し方ない部分があるのかと思うのですが、逆に、新潟は規模が小さくなってしまうような気がするのですが、「それでもいいよ」と言って手を挙げてくれるところがあるという見込みがあるのですか。

○大畑空港防災対策係長 国土交通省航空局の大畑といいます。アンケート調査をさせていただいたところ、複数の者が新潟だけであれば検討できるといったこともありましたので、そちらの検討いただける者にヒアリング等を行って、この内容であればということでしたので、実施要項の見直しに向けて作業させていただきました。

○小尾副主査 複数候補がありそうだということですね。

分かりました。ありがとうございます。

○事務局 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局から何か確認すべきことがあればお願いします。

○事務局 事務局からです。特段の確認事項はないかと思います。

○事務局 それでは、関野主査、取りまとめをお願いいたします。

○関野主査 それでは、特段の御意見、御質問等がないようでございますので、異存なしといたします。

本日はありがとうございました。

○工藤空港保安防災企画室長 ありがとうございました。

(国土交通省 退室)

— 了 —